

建設業者の皆様へ

～建設業を営む上で、注意すべき事項のチェックリスト～

詳細は、岡山県土木部監理課のホームページをご覧ください。
(遵守ができていない場合は、監督処分や指導等の対象となることがあります。)

- ① 500万円以上の建設工事（建築一式工事は1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事）を請け負う場合は、建設業の許可を取得している。（金額は消費税を含む。以下の項目も同じ。）
- ② 無許可業者と一定額以上の下請契約を結んでいない。
- ③ 発注者から直接請け負った建設工事について、特定建設業の許可を受けずに、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる下請契約を締結していない。
- ④ 建設工事の請負契約を結ぶに際しては、工事着手前に、書面（工事内容、請負代金の額、工事着手及び工事完成の時期、請負代金の支払時期及び方法等を記載し、署名又は記名押印）で相互に取り交わしている。（変更・追加契約についても同様。）
- ⑤ 工事の種別毎に、材料費、労務費（法定福利費含む）等の経費の内訳を明らかにした見積をしている。
- ⑥ 発注者から出来高払い又は竣工払いを受けたときは、下請に対して1か月以内に代金を支払っている。
- ⑦ 請け負った建設工事について、一括して他者に請け負わせたり、他者から一括して請け負ったりしていない。（例外規定あり。）
- ⑧ 公共性のある施設や多数の人が利用する施設等の工事（個人住宅を除くほとんどの工事が該当）で請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、一定の資格・経験のある主任技術者又は監理技術者を専任で配置している。
- ⑨ 営業所専任技術者は、営業所に常駐して専らその職務に従事しており、工事現場に配置していない。（例外規定あり。）
- ⑩ 公共団体以外の発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になる場合、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示している。
- ⑪ 営業所及び工事現場において、公衆の見やすい場所に標識を掲示している。
- ⑫ 営業所に、法定の帳簿を備え、保存している。
- ⑬ 商号や所在地、経營業務の管理責任者、専任技術者等に変更があった場合は、期間内に変更届を提出している。
- ⑭ 毎事業年度が終了したときは、必ず事業年度終了報告を提出している。
- ⑮ 労働保険、社会保険に加入している。（法令で除外されている事業者は除く。）

